

令和3年度実施大学機関別認証評価（教育評価） 評価結果概要

I. 認証評価結果（全体）

神戸大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

II. 基準ごとの評価及び抽出された「優れた点」、「改善を要する点」

領域	基準	評価結果 (○or×)	○優れた点 ▼改善を要する点	※ 下線事項は、主な指摘事項として報告書冒頭に掲載されている事項を指す。
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	○	-	
	基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	○	-	
	基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	○	-	
領域2 内部質保証に関する基準	基準2-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	○	-	
	基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること	○	-	
	基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	○	-	
	基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	○	-	
	基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	○	-	
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	○	-	
	基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	○	-	
	基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	○	-	
	基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	○	-	
	基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	○	-	
	基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	○	-	
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	○	-	
	基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	○	-	
領域5 学生の受入に関する基準	基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	○	-	
	基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること	○	-	
	基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	×	▼理学研究科博士後期課程及び海事科学研究科博士後期課程において、 <u>実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。</u>	
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	○	-	
	基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	○	-	
	基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	○	-	
	基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	○	-	
	基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	○	○法学研究科において、エセックス大学、ヤゲヴォ大学、ハトナム貿易大学とのダブルディグリープログラムを実施し、平成27年度から令和2年度までに派遣8人、受入16人の実績を挙げている。（注：報告書冒頭のみ掲載）	
	基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	○	-	
	基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	○	-	
	基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	○	-	